

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
ニコチン・ハイ ヴン吹田12	市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を31件見かけました。 それぞれ対応とその内容の回答を願います。 (1) 下記の店内禁煙の飲食店29件 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇	(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわかる標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依頼しました。 「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、については、すでに掲示済みであることを確認しました。 「〇〇」については、喫煙可能店の要件を満たしていることを確認しましたので、届出の提出及びその旨がわかる標識を掲示するよう指導しました。 「〇〇」、「〇〇」については、喫煙専用室を設置していることが確認できたため、その旨がわかる標識の掲示をするよう指導しました。 「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」については、連絡がつかなかったため改善を求める内容の文書を送付します。 (2)について 当該店舗に連絡したところ、喫煙可能店の要件を満たしていることを確認しましたので、届出の提出及びその旨がわかる標識の掲示をするよう指導しました。 (3)について 当該店舗に連絡し、喫煙器具の撤去をするよう指導しました。	健康まちづくり室	R7.8.14	R7.8.27

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示していなかった。 府条例9条違反なので掲示するよう指導助言願う。 (2) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 店内客席で加熱式タバコを吸う女性がいたが、店頭に標識類は何もなく、高校生のアルバイト募集をするまでである(写真参照)。 食べログによると40席あるとのことなので当然客席面積30平米は超えてると思う。 府条例に従い禁煙とし、その旨の標識を掲示するよう指導されたい。 (3) 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 店の出入口前に灰皿を設置し、喫煙所としているが、同所は屋内である(写真参照)。 健康増進法30条違反なので、撤去するよう指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会3	■【質問1】について こちらの質問にご回答いただいております。以下の質問にご回答ください。 >「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。 > これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。 > つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。 「責任を取る」とは、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表などを指します。 ■【質問2】について > 意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。 こちらの質問は	【質問1】について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条9項で「市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」との規定のとおり、意見聴取につきましては、努力義務であることから、職務上の謝罪、公的な改善報告、再発防止策の公表を行う予定はございません。 【質問2】について 整備された具体例については、地域自立支援協議会の所管事項を規定する吹田市地域自立支援協議会設置要領及び上記【質問1】での回答内容にお示した規定に基づき、すでに7月11日に御回答した内容のとおりです。 【質問3】について 「当事者会の委員14名について」につきましては、様々な御意見をいただきましたが、当事者会において、当該任期は14名を委員とするという方向性に至り、御活動いただいたと認識しております。 また、「他の議事録も変更されています」との御意見につきましては、今後の議事録作成の際に留意させていただきます。 何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	障がい福祉室	R7.8.5	R7.8.19

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	> 地域自立支援協議会の活動により、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示ください。 です。「自立支援協議会の活動の一環」かどうかは論点ではありません。 意見を聴取するだけなら会議体である必要性はありません。 “地域自立支援協議会の活動により”、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示ください。 その整備がどのような過程を経て実施されたかが議事録で確認できるものに限ります。その該当箇所を併せてお示ください。 ■【質問3】について ●当事者会の委員14名について 私が指摘した議事録の修正点の一つは、令和4年4月当事者会定例会で「応募者14名全員を委員とする」という結論は出ていないということです。実際には市職員がうやむやにしたまま終わり、議事録で「14名に決定した」と勝手に決定されました。 このことは定例会とメールの両方で指摘しております。 この点を修正していない理由をお教えてください。 ●他の議事録も変更されています 令和4年9月定例会などの議事録も、 ・参加者の名前が消えている ・内容が大幅に削減されている など大幅な変更があります。何の説明もなく議事録を修正するのは、公文書の扱いが雑と言わざるを得ません。				

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市のイベントでの映画上映等において、日本語字幕表示の実施と日本語字幕表示の旨を周知してください	令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答24にて、 https://www.city.suita.osaka.jp/res/projects/default_project/page/001/039/236/R7.6.pdf 吹田市「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」控え LNo.260の回答がない件について ・市民の声 吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例の趣旨としても、過度な負担がない範囲で映画上映等において、日本語字幕表示を行うべきであり、日本語字幕表示を行っている旨を周知するべきだと考えます。 市報すいたを見る限りでは、男女共同参画センターデュオには日本語字幕表示の記載が確認できますが、それ以外に見当たりません。市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知について、行われているか調査および適切な対応をしてください。 ・市の回答 障がい福祉室より 貴重な御意見をいただきありがとうございます。 令和6年12月に策定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」において、推進方針ごとに進めるべき市の取組として「市が発信する動画や市議会本会議放映システムでの字幕表示」を定めており、全庁的な周知を実施しているところです。 また、推進方針ごとに進めるべき市の取組の進捗状況について、毎年、全室課に照会を行います。その照会において、進捗状況の確認を行うとともに、再度周知を行う予定です。 御意見いただきました映画上映等における日本語字幕表示の実施については、調査の予定はございませんが、取組事例として、機会を捉えて周知してまいります。また、市報すいたにおける日本語字幕表示の記載については、統一的なものはございません。 (担当:障がい福祉室) 上記のような回答がありましたが、その後も市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知は確認できず、不便が解消されていません。 ・「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」に市役所全体で日本語字幕表示の実施と周知を追加してください。 追加できないのであれば、できない理由を説明してください。 またこれまで議論をされたのかどうかも教えてください。 ・上記の方針に記載がないとしても、合理的配慮の一環として実施してください。過度な負担には至らないと思いますが、実施ないのであればできない理由を説明してください。	「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例施策推進方針」は3年ごとの見直しを基本とし、年1回の庁内での進捗状況の確認や障がい当事者や有識者による吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会でご意見をいただきながら、施策を進めてまいります。 まずは、推進方針に記載されている取組を着実に進めるよう考えており、令和6年度における取組の進捗状況について、現在、全室課に照会を行っています。 取りまとめた回答結果をもとに、来年2月頃、庁内の吹田市障がい者福祉事業推進本部会議において、進捗状況の確認を行う予定です。 映画上映等における日本語字幕表示の実施については、これらの進捗確認を行う中で、取組事例として機会を捉えて周知してまいります。 本市では、市が実施するイベント等の際に、留意する合理的配慮として、全市民視聴対象となっている動画には字幕を付けることを掲げております。引き続き適切な合理的配慮の推進に向け周知してまいります。	障がい福祉室	R7.8.4	R7.8.18

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
ニコチン・ハイ ヴン吹田11	市内で健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例(以下「府条例」という。)違反を18件見かけました。 それぞれ対応とその内容の回答を願います。 (1) 下記の9つの店内禁煙の飲食店 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇 〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 それぞれ店頭で禁煙標識の掲示がなく、府条例9条違反なので、掲示 するよう指導願う。 〇〇は、扉の向こう側、店内に掲示しているようだが、主たる出入口の 見やすい箇所とはいえないと思う。 (2) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 喫煙目的店の標識は撤去されていたが、禁煙標識の掲示がなく、府条 例9条違反なので、掲示するよう指導願う。 HPも喫煙可のまままで修正されていない。 客席面積83平米なのだから府条例に従い禁煙とする他ない。 (3) 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 食べログにはオープン日2024年10月28日とあるが、全席喫煙可と もある。	(1)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 〇〇については、喫煙可能店として営業されている店舗であり、標 識の掲示について確認したところ掲示をしていないとのことでしたの で、喫煙可能店の標識の掲示をするよう指導しました。 (2)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、HPの修正についても依頼しました。 (3)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。 (4)について 当該店舗に連絡し、2020年4月以降に営業開始している店舗につ いては、原則屋内禁煙である旨を説明し、禁煙または喫煙専用室を設 置するよう指導しました。 (5)について 当該店舗に連絡し、大阪府受動喫煙防止条例により禁煙の旨がわか る標識を掲示する努力義務規定があることを説明し、掲示するよう依 頼しました。 また、食べログについても修正するよう依頼しました。	健康まちづ くり室	R7.7.29	R7.8.12

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	出入口に喫煙のマークがあり、20歳未満立入禁止の表示はない(写真参照)。 府条例9条に従い、禁煙の標識を掲示し、健康増進法に従い、禁煙で営業するよう指導願います。 (4) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 店頭に標識が何もなかった。 食べログには全席喫煙可とあるが、45席あるとも書いてあるので、客席面積30平米超だろう。 府条例に違反するので、9条に従い禁煙の標識を掲示し、禁煙で営業するよう指導助言願う。 (5) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログによると全席喫煙可となっているが、店頭に標識類はない。 店の外に灰皿が設置されているので、店内は禁煙になっているのかと推測する。 府条例9条違反なので、禁煙の標識を掲示するよう指導願う。 食べログも修正するよう指導されたい。 (6) 吹田市〇〇-〇 〇〇 食べログには54席あると書いてあるのに、喫煙可能店の標識を掲示していた(写真参照)。 客席面積30平米超は自明なので、府条例違反である。 禁煙の標識に貼り替えて禁煙で営業するよう指導されたい。 悪質なことにアルバイト募集をするまでである。 (7) 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 喫煙可能店の届出を出してて、店内のテーブルに灰皿はあるが、店頭に標識が見当たらなかった(写真参照)。 健康増進法33条2項違反なので、是正を指導願います。 (8) 以前通報した施設だが、是正されていなかった。施設名と違反事項を市民に公表して欲しい。 吹田市〇〇丁目〇-〇 〇〇 吹田市〇〇丁目〇 〇〇 吹田市〇〇-〇 〇〇 ※写真については、公表しておりません。	(6)について 当該店舗については客席面積が30㎡以下であることを図面で確認し、喫煙可能店の届出の提出をいただいております。 また、大阪府受動喫煙防止条例により、従業員を雇用する飲食店は屋内禁煙に努める努力義務規定がある旨を説明し、協力を依頼しました。 (7)について 当該店舗に連絡し、喫煙可能店として営業する店舗は出入りに喫煙可能店ということが分かる標識を掲示する義務があることを説明し、掲示するように指導しました。 (8)について 状況を確認し、必要に応じて指導等の対応を行ってまいります。			

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会2	■【質問1】について >「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができておらず、そのことを確認できる議事録はございません。 これは「地域自立支援協議会が10年以上開催されていながら、その根幹である意見反映のプロセスが一度も実現されなかった」ことを意味します。つまり、会議体として機能していなかったことが、市の公式回答によって明らかになりました。 これは単なる事務的ミスではなく、制度的怠慢の結果であり、責任は重大です。とりわけ、10年以上にわたりこの状態を是正しなかった障がい者福祉室の管理職の責任は極めて重く、これまでに費やされた時間と公的資源(委員・職員の人件費等)の損失について、市民への説明責任があります。 つきましては、どのようにこの事態を認識し、どのように責任を取るつもりか、管理職が直接お答えください。 ■【質問2】について 回答は「報告」「意見を聴取」のみで、「地域自立支援協議会の活動により整備された具体例」ではありません。 ここでも地域自立支援協議会は実績がありません。 ■【質問3】について 「市民の声」で指摘した内容についてのご回答は、こちらの指摘内容とは異なる箇所の修正が中心であり、過去の指摘を正確に把握され	【質問1】について 現行計画である、「吹田市障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児福祉計画)」策定時には、地域自立支援協議会の委員の皆様から書面でいただいたご意見を、計画策定機関である障がい者施策推進専門分科会に資料として報告をしております。 資料につきましては、こちらの資料2-1, 2-2になりますので、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1019003/1019363/1035203/1030104.html また、下記市ホームページ掲載の議事要旨にもあるとおり、専門分科会で当該資料について説明させていただき、それも踏まえて計画についての検討を進めてまいりました。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/030/104/giziyoushi.pdf 今回は、「地域自立支援協議会から書面でご意見をいただき、それを専門分科会で説明する」というプロセスであったため、前回のご質問に対し、「「全体会議として検討した課題を基に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかった」旨の回答をさせていただきました。 本来であれば、全体会議の場で検討し、それを専門分科会に報告し、	障がい福祉室	R7.7.18	R7.8.1

市民の声と市の回答(分野別:健康・福祉・医療・保険)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	ていないものと推察されます。 【質問1】【質問2】と比べれば影響は小さいものですが、議事録の修正方法には重大な問題があります。 ・修正箇所が明示されていない ・更新日付の記載がない これは、行政文書管理の観点から見ても不適切であり、結果として修正前の議事録と修正後の議事録が同名で並存する事態となっています。 このような対応は、市民にとって情報の信頼性を損なう行為であり、行政における透明性確保の観点から見ても問題です。 当事者会でも市職員の事務手続きミスが多々ありましたが、未だに改善されていません。これでは会議を正しく運営するのは無理です。	検討した内容を計画に反映するというプロセスを経ることが望ましいですが、前回の計画策定時には、書面による意見集約に留まった点は、次回、改善をしていきたいと考えています。 今年度から来年度にかけて、次期計画の策定を進めてまいります。その中では、個別の委員意見ではなく、地域自立支援協議会として検討を重ねた課題を専門分科会にお伝えすることができるよう、両会議体の連携について、それぞれの会議体の長も含めて検討を重ねているところです。 これまでも、地域自立支援協議会の意見をお聞きはしておりましたが、会議の中での検討という形のプロセスを経て計画策定ができるよう、試行錯誤を重ねながら取り組んでおります。 次期計画ではよりよい計画策定となるよう、引き続き取り組んでまいります。 【質問2】について 本市で実施予定の障がい施策に関して、地域自立支援協議会全体会議委員に報告し、意見を聴取することは、地域自立支援協議会設置要領で定められた協議会の所管事項「地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること」に該当するため、自立支援協議会の活動の一環であると考えております。 【質問3】について 〇〇様のご指摘を踏まえ、市ホームページ掲載の地域自立支援協議会当事者会の令和4年度(2022年度)4月定例会及び5月定例会の議事録(要旨)のファイル名を「令和4年●月定例会(令和7年7月31日修正版)」に変更しました。 また、議事録の各ページの右上部に「令和7年7月31日修正版」下線部分を加筆修正しております」の文言を追記するとともに、加筆修正させていただいた箇所を下線でお示ししております。 資料につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016839.html			